

東京大学博士課程研究遂行協力制度について

平成28年6月6日

東京大学大学院総合文化研究科

東京大学大学院博士課程に在籍する大学院生に対し、学術研究業務を委嘱する。

委嘱期間 平成28年8月から平成29年1月（6ヶ月間）

（応募時に休学中の者で、平成28年10月1日までに復学予定の者に限り、平成28年10月から平成29年3月（6ヶ月間）とする。

委嘱単価 月額5万円

支払いの種目 給与

委嘱数 博士課程在籍者の約50%。総合文化研究科は、本年度215名に対して委嘱する。

過去3年間の在籍者数によって、専攻・系・コース・プログラムに比例配分する。

〔本年度配分率〕言語情報科学専攻 35、超域文化科学専攻 31（表象 12、文人 5、比較 14）

地域文化研究専攻 40、国際社会科学専攻 19、人間の安全保障プログラム 12

グローバル共生プログラム 2、国際人材養成プログラム 2、

生命環境科学系 31、広域システム科学系 20、関連基礎科学系 23

応募・受給資格

応募資格者 大学院総合文化研究科・博士課程在学者（標準修学年限を超えた者も含む）

応募時点における休学者、日本学術振興会特別研究員、博士課程教育リーディングプログラム奨励金受給者、国費留学生を除く。ただし、応募時に休学中の者で、平成28年10月1日までに復学予定の者に限り、平成28年10月から平成29年3月の期間として応募することができる（復学をしない場合には委嘱することができない。）。

委嘱期間中に前記4つの条件のいずれかに合致したものは、委嘱を中止する。

これまでに本制度に委嘱された者も応募することができる。

業務終了後に、学術研究業務遂行報告書を総合文化大学院係に提出すること。

選考方法・選考基準

各専攻・系・コース・プログラムの基準による。

応募方法

以下の書類を提出期間内に総合文化大学院係窓口へ提出すること。

①と②は片面印刷とし、順番に重ねて左上をホチキスでとめて提出すること。

提出書類

① 2016年度学術研究遂行協力計画書（様式1）

② 追加資料（※）

③ 返信用封筒（長型3号）送付先住所・氏名を明記し、82円切手を添付すること。

※言語情報科学専攻・地域文化研究専攻（どちらもプログラム生を除く）については、専攻ホームページにおいて指定された資料を、②追加資料に代えて提出すること（計画書は全専攻等に共通）。

応募締切日および提出先

提出期間 平成28年6月20日（月）～24日（金） 受付時間 9時～16時50分

提出先 教務課総合文化大学院係

連絡事項

・選考結果は7月中旬頃郵送で通知する。委嘱決定者には支給手続書類をあわせて送付するので、指定された期間に手続きを行うこと。

・委嘱期間中に在留資格の更新をする者は事前に申し出ること

- ・在留資格が「留学」以外の者は、事前に教務課総合文化大学院係に問い合わせること。
- ・学術研究業務単価（月額）は、翌月の 17 日（ただし、その日が日曜日にあたるときは 15 日、17 日が土曜日にあたる場合は 16 日、17 日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）にあたる場合は 18 日）に支給する。
- ・学術研究業務単価は、給与所得の取り扱いとなるため、源泉徴収した額を支給する。
- ・学術研究の進捗状況や様態に問題がある場合については、学術研究業務委嘱期間の途中で中止する場合があります。また、本人の都合により、学術研究業務の中止を申し出ることができる。
- ・委嘱期間の途中で休学や退学、修了する者は学術研究業務の中止手続きを必ず行うこと。